

議案第21号

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年2月21日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

子ども発達センターにおける知的障害児等訓練事業を児童デイサービス事業に改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

葛飾区障害者福祉センター条例(平成16年葛飾区条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「知的障害児通園施設」の次に「及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設」を加え、「知的障害児等に対する日常生活訓練及び社会適応訓練(以下「知的障害児等訓練事業」を「障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスに関する事業(以下「児童デイサービス事業」に改め、同表3の項中「(平成17年法律第123号)」を削る。

第3条の2中「の規定により」を「に規定する」に改める。

第4条の見出し中「知的障害児等訓練事業の利用者等」を「児童デイサービス事業の利用者」に改め、同条第1項中「知的障害児等訓練事業」を「児童デイサービス事業」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第5条を次のように改める。

(子ども発達センターにおける児童デイサービス事業の利用に係る使用料)

第5条 児童デイサービス事業を利用する者の保護者は、障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。

第6条の見出し中「知的障害児等訓練事業」を「児童デイサービス事業」に、「減免」を「減額」に改め、同条中「減額し、又は免除する」を「減額する」に改める。

第7条第2項中「規則」を「葛飾区規則（以下「規則」という。）」に改める。

第9条の2中「の規定により」を「に規定する」に改める。

第11条第1項中「知的障害児通園事業」の次に「、児童デイサービス事業」を加え、同条第2項中「、第4条第2項の規定による知的障害児等訓練事業の利用の承認」を削り、同条第3項中「知的障害児等訓練事業の利用を承認された児童に訓練を行うこと又は」を削り、「その承認」を「創作的活動事業等の利用の承認」に改め、同条第4項中「緊急一時保育の」を「緊急一時保育等の」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。